

する支配階級の積弊がある。だから大衆は評会から何等の實際的利益を期待することはない。況や極度の選挙権制限選挙自由制限専制的評会法規の制限等あるに於ておや。

今次の総選挙に於て政友、民政が獲得した圧倒的多数は現評会が何人のために存置されるかを物語したものである。我々が評会に参加するのは評会の改良の獲得のためではなく、評会政治バクビのためである。

二、しからば第五十五評会に於て資本家地主・政府は何と目論見つゝあるか。現在政府並に政友会は中立評会を抱き込み及村党を切り崩して評会以外に於て絶対多数を占むべく謀るとしてゐる。

彼等は民政党を威嚇するために再度解散論を小り埋し、大衆・及政府親と緩和せんがために又々看板を塗りかゝって「救済制度の完成」を大旗とするに宜伝とてゐる。併し彼等の企策動は徹頭徹尾「大衆」に對する偽善であり、評会が多数を得て自己の政友会を維持せんとする利己主義に他ならない。これに彼等が不評を評会に於て發表するは天札選挙の止め、自党の「重要政策」を自作自演政策地租移譲、及び勿論、一般選挙の落選と極力回避してゐる事實

によつて、明白である。民政党は如何、その倒閣運動の臆病を見よ。彼等は民衆の及政府熱をおよぐ政友会と相格抗し得たが今やそれには押され却つて之を阻止せらうとしてゐる。彼等にとりては倒閣運動が行はば、それが悪い。それは西園寺、御きげんさまをこわしてあらうし、もうなれば、政友会が彼等の手に渡るとか後れからである。彼等が百万通田中政府打倒を絶叫せらうとすれば、それは空虚の叫びであり、民衆を愚弄して政权にありつかんとすま、あおれむべき示威にすぎぬ。

三、此処から出て来る結論は何であるか。政友会と民政党はともに地主と資本家との党派に過ぎず、兩者の対立は本質的なるものではない。彼等は相はかつて第五十五評会に於ては治安維持法を第五十五評会に於ては七億円の資本家補償案を可決したところある。なほ革新、真岡中選挙区、群小党派が存続するが、彼等は全く無力であり、結局に於ては政友、民政の尻を追ふに過ぎない。

第五十五評会と政友、民政が政权にありつたために「口」民の信任をギリギリ上げ、あやうり人形の舞台であり、民衆の前に醜態を演じ、取引を美化する欺瞞的な人民評会をたて、それは資本家、八人の代議士が参加したことに過ぎず、是處に美化はない。失業手当法、謝罪、刑作収、確立等に労働者農民の要求と、貴族のため